

佐賀県告示第 100 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり監視伝染病検査を実施する。

令和 4 年 4 月 19 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防並びに牛の結核、ブルセラ症及びアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症その他のアルボウイルス感染症（旧シンプ血清群に属するウイルス、流行性出血病ウイルス、パリヤムウイルス及びブルータングウイルスによる感染症をいう。以下同じ。）の発生予察のため

2 実施する区域

県内全域（牛のヨーネ病の検査については、家畜保健衛生所長が指定した市町又は指定する区域）

3 実施の期日

令和 4 年 5 月 2 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間（1 に掲げるもののうち、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症その他のアルボウイルス感染症の発生予察のための検査については、6 月下旬、8 月中旬、9 月下旬及び 11 月中旬）において、家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の別、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに検査の方法

検査の別	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	検査の方法
ヨーネ病検査	乳用雌牛及び種雄牛並びにこれらの牛と同居している牛（生後 6 か月齢未満のもの及び家畜保健衛生所長が認めたものを除く。）	予備的抗体検出法、疫学的検査及び臨床検査
結核検査	輸入牛、種雄牛及び家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	ツベルクリン検査及び臨床検査

ブルセラ症検査	輸入牛、種雄牛及び家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	抗体検査、剖検、病理組織学的検査、細菌検査及び臨床検査
アカバネ病検査	未越夏牛で家畜保健衛生所長が必要と認めたもの	臨床検査及び血清学的検査（中和試験）
チュウザン病検査	〃	〃
アイノウイルス感染症検査	〃	〃
旧シンプ血清群に属するウイルス感染症検査	〃	臨床検査及び抗原検査
流行性出血病ウイルス感染症検査	〃	〃
パリヤムウイルス感染症検査	〃	〃
ブルータング検査	〃	〃

5 その他

実施の日程その他検査の詳細については、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長から検査の対象となる家畜の所有者又は管理者に通知する。